

魚津市公告第14号

犬の抑留について

狂犬病予防員から狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第7項の規定による犬を抑留した旨の通知があったので、同条第8項の規定に基づき、公告します。

令和2年3月4日

魚津市長 村椿 晃

1 抑留した犬の種類等

種類	性別	年齢	毛色	名号	体格	特徴	摘要
柴	雌	老齢	茶	不明	中	赤色の首輪	

2 抑留した日時 令和2年3月3日午後7時40分

3 抑留した場所 新角川2丁目地内

4 経緯 新川厚生センター魚津支所にて保護中

5 連絡先

魚津市民生部環境安全課 （電話番号 0765-23-1004）

富山県新川厚生センター魚津支所 （電話番号 0765-24-0359）